

林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定について

平成27年3月31日
課税第184号
総務局長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定について
林業(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の4第2項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。)とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定については次により行うものとする。

1 課税標準額の算定方法等

(1) 林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る課税標準額は、林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書(第1号様式)(以下「収入あん分用計算書」という。)により算定するものとする。

なお、林業とその他の事業に係る経理が明確に区分されている場合等で納税者から申出があったときは、林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書(経費区分用)(第2号様式)(以下「経費区分用計算書」という。)により算定しても差し支えない。

(2) 収入あん分用計算書及び経費区分用計算書による課税標準額の算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 収入あん分用計算書に係る留意事項

(ア) あん分率(林業に係る収入金額を林業に係る収入金額とその他の事業に係る収入金額の合計額で除して得た数値をいう。)の計算に当たって小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げること。

(イ) 水源林整備協定契約に基づく神奈川県からの水源林整備協定金収入は、その他の事業に係る収入金額に計上すること。

(ウ) 各種引当金及び準備金の戻入額は、林業に係る収入金額及びその他の事業に係る収入金額のいずれにも計上しないこと。

イ 経費区分用計算書に係る留意事項

(ア) 非課税分のあん分率(事業収益に係る非課税分の金額の合計額を事業収益に係る総額(金額)の合計額で除して得た数値をいう。)の計算に当たって小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

また、課税分のあん分率は、次の計算式による数値とすること。

1 - 非課税分のあん分率

(イ) 水源林整備協定契約に基づく神奈川県からの水源林整備協定金収入は、事業外収益の課税分に計上すること。

2 修正申告等の場合における課税標準額の算定

修正申告若しくは更正の請求をする場合又は更正若しくは再更正をする場合においても、各事業年度における確定申告の際に使用した課税標準額の算定方法を用いるものとする。

3 その他

申告書には、収入あん分用計算書又は経費区分用計算書の添付を要するものとする。

また、申告書用紙を送付する際は、納税者の申出がある場合を除き、収入あん分用計算書を併せて送付するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行し、同日以後に終了する事業年度分の事業税から適用する。